

徳島県 交通遺児育成会

奨学金や新生活支援金等の給付を通して、交通遺児の皆様の就学を支援しています。



あなたの夢の チカラに...



徳島県交通遺児育成会とは、保護者が交通事故で死亡、もしくは、重度の後遺障害を負った場合、その児童及び生徒が心身ともに健やかに育成されることを願い、昭和44年8月1日に設立された団体です。徳島県知事を会長に、現在県下約90の団体が加盟しており、この会員からの分担金等のほか、御理解いただいた皆様からの寄附金により、交通遺児の皆様をサポートさせていただいております。

※詳しくは、県庁内の徳島県交通遺児育成会事務局（☎088-621-2287）まで御連絡ください。

徳島県交通遺児育成会からのお知らせ

小・中・高校生等^{※1}の保護者の皆様へ

徳島県交通遺児育成会では
交通遺児（保護者が交通事故で死亡もしくは重度の後遺障害^{※2}）の
皆様に**奨学金を給付**し、就学を支援しています。

● 奨学金支給対象者 ●

徳島県内に住所があり、
小学校、中学校、高等学校等^{※1}に在学している児童・生徒

● 支 給 額 ●

一人につき **240,000円**（月額 20,000円）
年額

※1 小学校入学から満18歳に達した日の属する学年が終わるまで（中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校を含む）

※2 自動車損害賠償保障法施行令別表第1又は別表第2に掲げる後遺障害の第1級から第3級までのいずれかに該当する場合



そのほか、「新生活支援金」、「年末プレゼント」、「優良児童・生徒表彰」等の事業も実施しています。

奨学金は返還の必要がありません

お問合せ・御相談

徳島県交通遺児育成会

〒770-0870 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県消費者政策課内

TEL.088-621-2287 FAX.088-621-2979

令和8年4月1日から
自転車の交通違反への
「交通反則通告制度」導入



詳しくはこちらの
QRコードより▶
御確認ください。



※徳島県交通遺児育成会では、こどもたちをサポートしてくださる団体を募集しています。
※個人・団体の皆様からの寄附を受け付けております。御協力をお願いいたします。

●県では、犯罪被害遺児（故意の犯罪行為により、父母等が死亡、又は父母等に重度の障害が残ったお子さん）に対する支援も行っています。詳しくは、県消費者政策課までお問合せください。